

令和4年度 社会福祉施設指導監査結果(児童福祉施設)

児童福祉施設については、年度当初は41施設に対する実地監査及び4施設に対する集合監査を予定していましたが、市内の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえて、27施設に対する実地監査及び5施設に対する集合監査を行い他の13施設は書面検査に変更し、実地監査は次年度に延期しました。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1	保育所	あかね保育園	社会福祉法人 秋篠菫会	実地監査	無	
2	保育所	春日よつば保育園	社会福祉法人 子どものアトリエ	実地監査	無	
3	保育所	学研奈良ピュア 保育園	社会福祉法人 香久山会	実地監査	無	
4	保育所	西大寺保育園	宗教学法人 西大寺	実地監査	運営規程の規定とガイドブック(重要事項説明書)において、土曜日保育時間の記載が不整合となっている。現状を踏まえて是正すること。【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第5条、第20条第4号】	管理運営規程に土曜日の保育時間を記載しました。 ・管理運営規程 第11条(1)(2)
					ガイドブック(重要事項説明書)において、19時以降の保育に係る費用の徴収についての記載が欠けている。是正すること。【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第5条、第20条第5号】	ガイドブックに19時以降の保育に係る費用の徴収について記載しました。 ・ガイドブック別表
					運営規程別表と「令和4年度納入金」において、おむつ代、スイミング代の他にも運営規程に規定のない項目があるため整合性を図ること。また、運営規程別表に別表と明記すること。【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第5条、第20条第5号】	管理運営規程の徴収項目、金額を別表第1とし、項目について整合性を図りました。 ・管理運営規程 別表第1
					消火訓練の実施が確認できない月があった。今後は、月1回以上消火訓練を実施するとともに、消火訓練を実施したことが明確になるように訓練内容を記録し保管すること。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項】	消火訓練を月1回以上実施し、訓練内容を明確に記録・保管します。
5	保育所	西大寺南みどりの 園保育園	社会福祉法人 健仁会	実地監査	令和3年度の社会福祉法人に対する指導監査において文書指摘を行った注記事項及び附属明細書の誤りのうち、注記事項は改善されているが附属明細書の項目が改善されていない。今後は、適切な記載を行うとともに、計算関係書類等の誤りや不整合を発見する精度を高めるため、チェック体制の構築・見直しを行うこと。	従来実施してきた処理時、毎月及び決算時におけるデータ作成に際してのチェックに加え、提出段階においても、作成された提出物の現物を異なる担当者によって検証・確認するダブルチェックを実施し、計算関係書類等の誤りや不整合を発見する精度を高め、次期以降、適切な記載を行うことと致します。また、次回決算時には、奈良市より送付いただきました指摘事項をチェックリストとして活用し、すべての項目が改善されていることを確認致します。
6	保育所	新大宮駅前みどりの 園保育園	社会福祉法人 健仁会	実地監査	令和3年度の社会福祉法人に対する指導監査において文書指摘を行った注記事項及び附属明細書の誤りのうち、注記事項は改善されているが附属明細書の項目が改善されていない。今後は、適切な記載を行うとともに、計算関係書類等の誤りや不整合を発見する精度を高めるため、チェック体制の構築・見直しを行うこと。	従来実施してきた処理時、毎月及び決算時におけるデータ作成に際してのチェックに加え、提出段階においても、作成された提出物の現物を異なる担当者によって検証・確認するダブルチェックを実施し、計算関係書類等の誤りや不整合を発見する精度を高め、次期以降、適切な記載を行うことと致します。また、次回決算時には、奈良市より送付いただきました指摘事項をチェックリストとして活用し、すべての項目が改善されていることを確認致します。
7	保育所	すまいる保育園	社会福祉法人 奈良万葉会	実地監査	小学校等他機関に対して園児の個人情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておく必要があるが、保護者の同意を得ていなかった。については、保護者から文書により同意を得ておくこと。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第27条第3項】	同意に向け現在動いています。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者が指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
8	保育所	ソフィア富雄保育園	社会福祉法人みやび	実地監査	<p>運営規程の規定、重要事項説明書及び掲示している文書の記載及び実際の運営状況において、次の点に関して整合性を欠いているので、是正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育を提供する時間(土曜日の延長保育) ・利用者負担その他の費用の種類及びその額 <p>【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第5条、第20条及び第23条】</p> <p>重要事項説明書において休園日として「その他(行事等)」と記載しているが、休園日と誤認させる表現は改めること。</p> <p>また、職員体制については、各職種の員数及び職務の内容についても記載すること。</p> <p>なお、苦情処理体制については、奈良県社会福祉協議会が「苦情処理第三者委員会」であるように誤認させないよう区別して記載するとともに、苦情の受付の連絡先又は受付方法の記載も検討すること。</p> <p>【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第5条】</p>	<p>運営規程、重要事項説明書の以下の点については是正いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育を提供する時間(土曜日の延長保育) ・利用者負担その他の費用の種類及びその額 <p>重要事項説明書の以下の点について追記・是正いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休園日について ・職員の各職種の員数・職務内容 ・苦情処理体制について (受付連絡方法の記載は検討中)
9	保育所	そら保育園 そら保育園分園	社会福祉法人どんぐり	実地監査	無	
10	保育所	とみお駅前保育園	社会福祉法人奈良苑	実地監査	無	
11	保育所	登美ヶ丘マミーズ保育園	社会福祉法人福寿会	実地監査	無	
12	保育所	奈良ルーテル保育園	社会福祉法人近畿福音ルーテル福祉会	実地監査	<p>屋外遊技場の面積が基準を下回っていた。今後は、園児の受け入れに際して事前に面積要件等を確認し、基準の範囲内で運営できるように留意すること。</p> <p>【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第6号】</p>	<p>すぐに改善は難しいが、受け入れ人数を調整していく。</p> <p>令和5年度は4歳児が19人なので受け入れをしない。</p> <p>今後、2歳児以上で退園があっても受け入れをしないで、1クラス19人になるように改善していく。</p>
13	保育所	西の京さくら保育園	社会福祉法人育宝会	実地監査	無	
14	保育所	西ノ京みどりの園保育園	社会福祉法人健仁会	実地監査	<p>令和3年度の社会福祉法人に対する指導監査において文書指摘を行った注記事項及び附属明細書の誤りのうち、注記事項は改善されているが附属明細書の項目が改善されていない。今後は、適切な記載を行うとともに、計算関係書類等の誤りや不整合を発見する精度を高めるため、チェック体制の構築・見直しを行うこと。</p>	<p>従来実施してきた処理時、毎月及び決算時におけるデータ作成に際してのチェックに加え、提出段階においても、作成された提出物の現物を異なる担当者によって検証・確認するダブルチェックを実施し、計算関係書類等の誤りや不整合を発見する精度を高め、次期以降、適切な記載を行うことと致します。</p> <p>また、次回決算時には、奈良市より送付いただきました指摘事項をチェックリストとして活用し、すべての項目が改善されていることを確認致します。</p>
15	保育所	みのり保育園	社会福祉法人あけぼの会	実地監査	無	
16	保育所	桃の木保育園	社会福祉法人あけぼの会	実地監査	<p>保育に従事する職員が少ない時間帯は、園長が保育に従事し2人以上を配置しているとの説明があったが、園長の出勤、退勤の時間が記録されていないため、保育に従事する者が適切に配置されているか確認できない時間帯があった。今後は、2人以上の保育士を配置していることがわかるように園長の出勤時間を適正に記録し保管すること。</p> <p>【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項】</p> <p>運営規程において虐待の防止を図るために職員に対する研修を実施する旨を規定しているが、虐待の防止を図るための職員に対する研修が実施されていない。今後は虐待の防止を図るための研修を実施し、実施した際には記録を残すこと。</p> <p>【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第20条第10号】</p>	<p>園長の出勤退勤を出勤簿ではなく、職員と同じようにICTで行い、出勤時間、退勤時間を明確にした。</p> <p>毎月1回の運営会議の中に虐待防止委員会を設け各クラス園児の様子で気になる事はないかなど話し合い、記録に残しておく。</p> <p>・虐待に関する研修に積極的に参加する。</p>

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者が指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
17	保育所	YMCAなら保育園	社会福祉法人 奈良YMCA	実地監査	無	
18	幼保連携型 認定こども園	あいのその こども園	社会福祉法人 奈良愛の園福祉会	集合監査	無	
19	幼保連携型 認定こども園	あやめ池学園	学校法人 吉住学園	実地監査	無	
20	幼保連携型 認定こども園	右京こだま保育園	社会福祉法人 希望の会	集合監査	無	
21	幼保連携型 認定こども園	学園前学園	学校法人 吉住学園	実地監査	無	
22	幼保連携型 認定こども園	こだま保育園	社会福祉法人 希望の会	集合監査	無	
23	幼保連携型 認定こども園	極楽坊あすかこども園	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団	実地監査	無	
24	幼保連携型 認定こども園	佐保川こども園	社会福祉法人 奈良社会福祉院	実地監査	無	
25	幼保連携型 認定こども園	佐保山こども園	社会福祉法人 奈良社会福祉院	集合監査	無	
26	幼保連携型 認定こども園	鶴舞保育園	社会福祉法人 淳心会	実地監査	無	
27	幼保連携型 認定こども園	鶴舞やまと こども園	社会福祉法人 郡山双葉会	実地監査	無	
28	幼保連携型 認定こども園	富雄藍咲学園	社会福祉法人 楽慈会	実地監査	<p>特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないが、現在交付している「入園のしおり」には職員の勤務体制の記載がなかった。</p> <p>については、「入園のしおり」に職員の勤務体制について記載するなどして、必要な重要事項を記した文書を交付して説明し、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第5条】</p> <p>小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておくこと。</p> <p>【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第27条】</p>	<p>令和4年度の運営規程に職員の勤務体制を追記し、掲示を行い対応した。年度当初に利用申込者の契約書として同意は得ている。今年度途中入園児には、勤務体制を運営規程に掲示した上で、入園のしおりと共に説明を行い、同意を得ている。</p> <p>令和5年度以降、運営規程と入園のしおりで重要事項の説明を行う。</p>
29	幼保連携型 認定こども園	富雄学園	学校法人 吉住学園	実地監査	無	<p>小学校、他の特定施設・保育施設等、地域子ども子育て支援等の機関に対して、情報を提供する旨を記した同意書を作成し直し、年度途中で全園児の保護者に対して、同意を取り直した。</p>
30	幼保連携型 認定こども園	中登美こども園	社会福祉法人 奈良社会福祉院	実地監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
31	幼保連携型 認定こども園	YMCAあきしの 保育園	社会福祉法人 奈良YMCA	集合監査	無	
32	母子生活支 援施設	佐保山荘	社会福祉法人 奈良社会福祉院	実地監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

令和4年度 小規模保育事業所指導監査結果

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1	小規模保育事業所	学園前ピース保育園	一般社団法人BMサポート	実地監査	特定地域型保育の提供に要する利用者負担金(実費徴収分)のうち延長保育料について、運営規程の規定及び重要事項説明書において整合性を欠いているので、是正すること。なお、現在の運営規程において、土曜日の18時30分から19時30分の延長保育料について定めがない点に留意すること。 【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第18条第5号】【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第38条】	運営規程の延長保育料に関する時間(土曜日)記載について、修正、加筆しました。
					避難及び消火に係る訓練は少なくとも毎月1回以上は実施しなければならないが、避難訓練及び消火訓練について実施が確認できない月があった。今後は少なくとも毎月1回以上、避難訓練及び消火訓練を実施し、その旨を記録すること。 【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第7条】	令和5年度より、毎月1回以上、避難訓練及び消火訓練を実施し、その旨を記録するよう周知し、確認いたしました。
2	小規模保育事業所	古都すこやか保育園	特定非営利活動法人子育てすこやかサークル	実地監査	無	
3	小規模保育事業所	奈良すこやか保育園	特定非営利活動法人子育てすこやかサークル	実地監査	無	
4	小規模保育事業所	ニチイキッズ伏見菅原保育園	株式会社ニチイ学館	実地監査	重要事項説明書において、連携施設について種類の記載を欠いているので、追加すること。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第38条】	重要事項説明書において、連携施設について種類の記載が欠いているとの指導を受け、2023年1月の改訂にて各施設の種類の明記した。
					消火訓練は少なくとも毎月1回以上は実施しなければならないが、消火訓練について実施されていない月があったので、今後は少なくとも毎月1回以上、消火訓練を実施するとともに、その旨を記録すること。 【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第7条】	消火訓練は毎月1回行っていたが、指摘の月は、記録を失念していた。実施者記録後、訓練内容の記録もれがないよう、施設長も確認を怠らないように徹底する。
5	小規模保育事業所	ニチイキッズ南口駅前ひろば保育園	株式会社ニチイ学館	実地監査	重要事項説明書において、連携施設について種類の記載を欠いているので、追加すること。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第38条】	重要事項説明書において、連携施設について種類の記載が欠いているとの指導を受け、2023年1月の改訂にて各施設の種類の明記した。
6	小規模保育事業所	みらいとみお保育園	一般社団法人未来会	実地監査	無	
7	小規模保育事業所	YMCA西大寺南保育園	社会福祉法人奈良YMCA	実地監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。